

公共北第4061号
令和5年(2023年)3月8日

各所属所長 様

公立学校共済組合北海道支部長
(公印省略)

被扶養者認定に係る認定要件(年間収入額)の変更について(通知)

このことについて、共済制度と健康保険制度において異なっていた被扶養者の認定要件について、地方公務員等共済組合法運用方針の一部が改正され、健康保険制度に合わせることとなりました。

つきましては、次のとおり通知しますので、組合員へ周知するとともに、適切な事務手続きをお願いします。

記

1 改正内容

被扶養者の認定要件のうち、被扶養者の収入要件について次のとおり変更となります。

(1) 年額130万円以上180万円未満の収入がある場合であっても、次に該当する場合は被扶養者として認定する。

ア 障害を支給事由とする公的年金等の受給要件に該当する程度の障害を有する者

イ 60歳以上の者

(2) 新旧対照表

認定基準		改正前 (令和5年3月31日まで)	改正後 (令和5年4月1日以降)
年間 収入額	原則	年額130万円未満	年額130万円未満
	例外	年額180万円未満	年額180万円未満
		①所得の全部又は一部が公的年金等のうち障害を支給事由とする給付に係る所得である場合	①公的年金等のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者
	②60歳以上の者であって、その者の所得の全部又は一部が公的年金等に係る所得である場合	②60歳以上の者である場合	

2 適用開始日

令和5年4月1日

3 留意事項

(1) 民法上、誕生日の前日に年齢到達することとなるため、誕生日の前日から収入要件が年額180万円未満（月額15万円未満）となります。

【例】5月1日生まれの者：4月30日に60歳に到達することから、4月分の給与から所得要件が15万円未満となる。

5月2日生まれの者：5月1日に60歳に到達することから、5月分の給与から所得要件が15万円未満となる。

(2) 適用開始日より前から改正後の認定要件に該当する者の「認定の要件を備えた日」は、適用開始日となります。

認定のタイミングは次のとおりとなります。

ア 届出が適用開始日から30日以内の場合

適用開始日から認定

イ 届出が適用開始日から30日を過ぎた場合

届出を受けた日（所属所長の受理年月日）から認定

資格認定係
TEL011-231-4111
内線 35-367~369